

# 少年

第454号(1) 令和6年1月(睦月)発行



山梨県警察本部  
生活安全部 少年・女性安全対策課  
甲府市丸の内1-6-1  
055-221-0110 内線3082  
少年対策官 北原宏明

## 先人の生き方に学ぶ

2024年が幕を開けたとたん、元日には石川能登地方を震源とする地震が発生し、2日には羽田空港でJAL機と海保機が接触し炎上する事故が起きた。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、被害にあわれた皆さまには心からお見舞い申し上げたい。心が痛む出来事で幕を開けた今年が辰年であるが、過去の辰年がどんな年であったか皆さんはご存じだろうか。主な出来事を整理してみると下のようになる。



- 1964年 日本で初のオリンピックが東京で開催され、東海道新幹線が開業した。時代はまさに高度経済成長期であった。
- 1988年 青函トンネル、瀬戸大橋が完成した。時代はまさにバブル景気真っ只中であった。
- 2000年 九州・沖縄サミットが開催され、二千円札が発行された。
- 2012年 東京スカイツリーが開業し、iPS細胞を発見した山中伸弥さんがノーベル生理学・医学賞を受賞した。

特に規則性があるわけではないだろうが、過去の辰年には日本の経済活動に大きな影響や変化をもたらした出来事が多く確認できる。そして、今年も経済面において目に見える形で大きな変化をもたらされることになる。なぜなら、20年ぶりに新デザインの紙幣が発行されるからである。一万円札の肖像は渋沢栄一、五千円札は津田梅子、千円札は北里柴三郎となる。

新紙幣のうち、一万円札は実に40年ぶりに肖像が変わることとなる。その肖像となる渋沢栄一は「近代日本経済の父」と称されている人物である。代表的な活躍としては世界遺産となっている富岡製糸場の設立が挙げられる。他にも銀行を拠点に企業の創設・育成に力を入れて生涯に約500もの企業に関わり、約600の社会公共事業・教育機関の支援や民間外交に尽力したのである。

渋沢栄一がただ単に儲けることだけを求める人生を送っていたのであれば、新紙幣の肖像にはならなかったであろう。肖像に選ばれたのは、世のため人のために働いて儲ける、つまり公共の利益を追求することで、皆が幸せになり、さらには国が豊かになると考えたからではないだろうか。渋沢栄一の生き方から改めて「働くことの意義」について考えたいものだ。

今年の干支である辰は、十二支の中で唯一空想上の生き物である龍のことである。今年、日本経済が昇り龍のごとく上向きになることを願いたい。また、経済面だけではなく、精神面においても日本が豊かになる1年になることを願いたい。今年も「少年」のご愛読、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈参考資料：財務省ホームページ 深谷市ホームページ〉

## 惻隱の情

昨年、ラグビーワールドカップがフランスで開催され、日本は惜しくもベスト8への進出を逃したが、観戦していた私を清々しい気持ちにしてくれた。それは、トライをした後に相手選手に対して喜びをアピールしたり、過度に喜ぶようなことをしないことや、ノーサイドの笛が吹かれた瞬間に、敵味方関係なく互いの頑張りを称え合うといった場面を見ることができたからである。

清々しい気持ちになったのと同時に、このようなラグビーの精神は、日本に古来から根付いている道徳観の1つである「惻隱（そくいん）の情」に通じるところがあると感じた。あまり聞き慣れない言葉かもしれないが「惻隱の情」とは、いわばフェアプレイ精神をうたったもので「他人に同情する気持ち 人をあわれむ心」のことである。私がこの言葉を知ったのは、以前読んだ藤原正彦著「国家の品格」の中で用いられていたからである。その中で藤原正彦さんは、「新渡戸稲造は武士道の最高の美德として、『敗者への共感』『劣者への同情』『弱者への愛情』と書いておられます。まさに『惻隱』を最も重要視しているのです。（中略）惻隱は現在のような市場経済による弱肉強食の世界においては、特に重要な徳目だと思えます。」と「惻隱の情」の大切さを説いている。

「惻隱の情」をもつということは、弱い者いじめのような卑怯なことはやってはいけないということでもある。しかしながら、現代社会を見渡してみると、どうであろうか。虚偽や隠蔽を凶ってでも儲ければいいと考えている企業はないだろうか。無人販売所でお金を払うふりをして商品を持ち去ってしまう人はいないだろうか。匿名であることをいいことに、SNSで他人を傷つける投稿をしている人はいないだろうか。これらの行為は卑怯であり、他人に不利益をもたらさし不愉快にするだけだ。

他人への言動やSNSへの投稿は人を不愉快にするものではなく、「惻隱の情」のある清々しい気分にするものであって欲しい。

〈参考資料：藤原正彦著「国家の品格」 新潮新書〉

発行番号は昭和61年初号からの通算番号です。

[https://www.pref.yamanashi.jp/police/p\\_syonen/shonenkoho.html](https://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/shonenkoho.html)

## 社会には守らなくてはいけないルールがある

たかが万引き それはとんでもない思い違いです  
～令和5年「少年の万引き」前年比+127.3% 約2倍増!～



見つかったらお金を払ったり、返したりすればいい

**NO!** 犯した罪は消えません  
万引きは窃盗罪です。その行為をすれば、代金を払っても、品物を返しても罪は消えない。

見張り役なら万引きしたことになる

**NO!** 犯罪です  
刑法第60条には「二人以上共同して犯罪を実行したものは、すべて正犯(主犯)とする」と定められている。

安いものなら見逃してもらえる

**NO!** 社会の対応は厳しい  
店の対応は「説諭の上、放免」や「家庭に連絡」から「警察に通報」が増えている。

店はもうけているから影響はない

**NO!** 万引きで倒産する店もあります  
例えば、書籍1冊あたりの利益は代金の20%程度といわれている。1冊盗まれば、その穴埋めをするためには、4～5冊の本を売らなければならない。

## 罪を犯せば罰がある!

### 侮辱罪

1年以下の懲役もしくは禁錮または30万円以下の罰金

インターネット上に人の悪口や誹謗中傷などを書き込ことは犯罪である。誹謗中傷は、重大な人権侵害にあたり、命を落とす事例が相次ぎ、令和4年に厳罰化された。

### 名誉毀損罪

3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金

インターネットの掲示板などに、実名を出したり、その人だと特定できるような表現で書き込みをしたりすることは犯罪である。

### 恐喝罪

10年以下の懲役

相手を取り囲むなどして恐怖心をあおり、金品を出させることは犯罪である。「お金を貸してって言うだけ」の言い逃れは社会のルールでは通らない。

### 現場助勢罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

暴力をふるって相手を負傷させている人に「もっとやれ」などと声をかけていることも犯罪である。友人等が傷害を犯しそうなときは断固として止めるべきである。

### 占有離脱物横領罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

長い間、自転車が放置されていてもそれを拾って使うことは犯罪である。持ち主が分からないものを見つけたら警察に届けてください。